

## 国緊急事態宣言の解除に伴う主な市内公共施設の利用について

令和3年9月29日（水）（午後1時30分～午後2時30分）に国立市健康危機管理対策本部会議を開催し、国緊急事態宣言の解除に伴う主な市内公共施設の利用について、下記のとおり決定いたしました。

## 記

## 1 基本方針

これまで20時以降の施設利用について自粛をお願いしていたが、東京都のリバウンド防止措置に伴う営業時間短縮の要請・協力依頼にあわせて、施設利用の自粛については21時までとする。なお、個別の詳細については、対象施設の使用状況や他市の状況等を勘案して所管部署で判断していくものとする。

## 2 期間 令和3年10月1日（金）から令和3年10月24日（日）まで

## 3 主な市内公共施設の利用について

国立市健康危機管理対策本部会議で協議された対象施設の利用については下表のとおり。

施設名	利用状況
国立市公民館	開館
くにたち中央図書館 北市民プラザ図書館	開館
くにたち市民芸術小ホール	開館（収容率は50%）
くにたち市民総合体育館	開館（収容率は50%）
学校開放	引き続き利用可能
くにたち郷土文化館	開館
・コミュニティ施設（集会所・ 福祉館・防災センター） ・プラザ貸室	開館
公園	利用は可とするが、公園での飲酒については禁止を依頼する。
くにたち福祉会館	開館（収容率は50%）

以上